

役員等費用弁償規程

社会福祉法人 長崎恵愛福祉会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長崎恵愛福祉会の法人業務における役員等への費用弁償について定める。

(定義)

第2条 この規程において「役員等」とは、社会福祉法人長崎恵愛福祉会の評議員選任・解任委員、評議員、理事及び監事をいう。

(業務及び費用弁償の額)

第3条 費用弁償の対象となる役員等の業務とそれに係る費用弁償の額は、次の表に定めるところによる。

業 務	1日当たりの費用弁償の額
(1) 評議員選任・解任委員会への出席	5,000円
(2) 評議員会への出席	5,000円
(3) 理事会への出席	5,000円
(4) 監事による定期又は臨時監査	5,000円
(5) 行政監査への立会	5,000円

2 監査を行った監事が、同一日に評議員選任・解任委員会又は理事会に出席したときは、評議員選任・解任委員会又は理事会への出席に係る費用弁償を行わない。

(適用除外)

第4条 社会福祉法人長崎恵愛福祉会の職員を兼務する役員等については、前条第1項の規定にかかわらず、費用弁償を行わない。

2 役員等のうち、株式会社ヒューマン・ネットワークの常勤役員を兼務する者については、前条第1項の規定にかかわらず、費用弁償を行わない。

(雑 則)

第5条 この規程に定めるもののほか、費用弁償に必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、平成25年12月19日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。